

知って
いますか？

自転車 の 新しいルール



令和6年11月1日から
自転車の「ながらスマホ」や
「酒気帯び運転」の罰則が施行！



携帯電話使用等

最大

1年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金



酒気帯び運転

3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

